

平成30年 第8回

東京都教育委員会定例会議事録

日 時：平成30年4月26日（木）午前10時00分

場 所：教育委員会室

平成30年4月26日

東京都教育委員会第8回定例会

〈議 題〉

1 議案

第31号議案

「運動部活動の在り方に関する方針」について

第32号議案

東京都公立学校教員の懲戒処分について

2 報告事項

- (1) 平成30年度第1回東京都教科用図書選定審議会の答申について～教科書の採択方針について～
- (2) オリンピック・パラリンピック教育における被災地等と連携したパラスポーツ体験交流の実施について
- (3) 中学校等における性教育への対応について
- (4) 平成29年度指導力不足等教員の指導の改善の程度に関する認定等及び平成29年度条件付採用教員の任用について
- (5) 東京都公立学校教員等の懲戒処分について

教 育 長	中 井 敬 三
委 員	遠 藤 勝 裕
委 員	山 口 香
委 員	宮 崎 緑
委 員	秋 山 千 枝 子
委 員	北 村 友 人

事務局（説明員）

教育長（再掲）	中 井 敬 三
次長	堤 雅 史
教育監	増 渕 達 夫
総務部長	早 川 剛 生
都立学校教育部長	江 藤 巧
地域教育支援部長	太 田 誠 一
指導部長	宇 田 剛
人事部長	安 部 典 子
福利厚生部長	浅 野 直 樹
教育政策担当部長	古 川 浩 二
企画調整担当部長	谷 理 恵 子
教育改革推進担当部長	増 田 正 弘
特別支援教育推進担当部長	小 原 昌
指導推進担当部長	藤 井 大 輔
（書 記） 総務部教育政策課長	曾 根 稔

開 会 ・ 点 呼 ・ 取 材 ・ 傍 聴

【教育長】 ただいまから、平成30年第8回定例会を開会いたします。

本日は、NHK外15社からの取材と20名から傍聴の申込みがございました。また、NHK外7社から冒頭のカメラ撮影の申込みがございました。許可してもよろしゅうございますか。——〈異議なし〉——では、許可いたします。入室させていただきます。

日程以外の発言

【教育長】 議事に入ります前に申し上げます。

東京都教育委員会において、一度注意してもなお議事を妨害する場合には、東京都教育委員会傍聴人規則に基づき退場を命じます。特に誓約書を守ることなく、退場命令を受けた者に対しては、法的措置も含めて、厳正に対処いたします。

なお、議場における言論に対して、拍手等により可否を表明することや、教育委員会室に入退室する際に大声で騒ぐ、速やかに入退室しないと行った行為も退場命令の対象となりますので、御留意願います。

議事録署名人

【教育長】 本日の議事録の署名人は、秋山委員にお願いいたします。

前々回の議事録

【教育長】 前々回の定例会でございます3月22日の第6回定例会の議事録については、先日配布いたしまして御覧いただいたと存じますので、よろしければ承認を頂きたいと存じます。よろしゅうございますか。——〈異議なし〉——では、第6回定例会の議事録については承認を頂きました。

3月29日の臨時会の議事録及び前回4月12日の第7回定例会の議事録が机上に配布されております。次回までに御覧いただき、次回の定例会で承認を頂きたいと存じます。

非公開の決定でございます。本日の教育委員会の議題のうち、第32号議案及び報告事項（5）につきましては人事等に関する案件でございますので、非公開とさせていただきますが、よろしゅうございますか。——〈異議なし〉——では、ただいまの件につきましては、そのように取り扱わせていただきます。

議 案

第31号議案

「運動部活動の在り方に関する方針」について

【教育長】 それでは、第31号議案「運動部活動の在り方に関する方針」についての説明を指導推進担当部長、お願いします。

【指導推進担当部長】 それでは、第31号議案「運動部活動の在り方に関する方針」について、説明させていただきます。

本方針は平成30年3月、スポーツ庁から出されました、「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」に基づき、生徒にとって望ましいスポーツ環境を構築するという観点に立ち、下にあります3点に留意して、運動部活動を地域、学校、競技種目等に応じた多様な形で最適に実施することを目指し、都教育委員会として策定するものでございます。

留意点でございますが、1点目、バランスのとれた心身の成長と学校生活を送ることができるようにすること。2点目、生徒の自主的、自発的な参加により行われ、学校教育の一環として教育課程との関連を図り、合理的でかつ効果的・効率的に取り組むこと。3点目、学校全体として運動部活動の指導・運営に係る体制を構築すること。この3点でございます。

なお、本方針の内容については、学校や区市町村教育委員会の誤解を招かないよう

に、お手元にあります、スポーツ庁が示します「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」を基に作成しているものでございます。

それでは、お手元にある中学校版を基に、主な内容について、説明させていただければと思います。

それではまず、1ページの1「適切な運営のための体制整備」ということでございまして、(1)の「運動部活動の方針の策定」のところでは、学校は区市町村教育委員会が作成いたしました、ガイドラインにのっとり、「学校の運動部活動に係る活動方針」を策定いたします。部活動ごとに年間の活動計画並びに毎月の活動計画及び活動実績を作成するとともに、活動方針及び活動計画等を学校のホームページへ掲載し、公表するという運びになります。

2ページの(2)「指導・運営に係る体制の構築」、こちらは、学校の状況を踏まえた運動部の適正な数の配置と、今年度から配置・活用事業が開始されます部活動指導員の身分上の扱い、活用方法等について述べております。

同じく3ページの上段になります。こちらは、学校経営上の観点から、校長の責務としまして、部活動顧問の適正な配置、運動部活動の活動状況と教員の負担状況の確認、指導・是正、顧問等の研修の実施について記載されております。

続きまして、3ページの2「合理的でかつ効率的・効果的な活動のための取組」についてです。こちらの(1)適切な指導の実施については、学校では生徒の心身の健康管理、事故防止及び体罰・ハラスメントの根絶を徹底するという事。それから、スポーツ医・科学の見地から、生徒が適切に休養を取ること。顧問は生徒とのコミュニケーションを大切にしながら、目標達成のために支援を行い、また目標達成のための科学的トレーニングの導入など、短時間で効果が得られる指導を行うことを記載しております。

続きまして、3「適切な休養日等の設定」については、この後、改めて説明させていただきます。

次に6ページ及び7ページの、4「生徒のニーズを踏まえたスポーツ環境の整備」でございまして、生徒の総運動時間の二極化の状況や、生徒のニーズを踏まえた運動部の設置や地域との連携、保護者の理解と協力について記載をしております。生徒の

スポーツ活動の機会が充実できるよう、環境整備の推進について記載しております。

最後、7ページ、5「学校単位で参加する大会等の見直し」でございます。大会の参加が生徒や教員の過度な負担にならないよう、各学校が参加する大会等の精査について記載をしているものでございます。

それでは、少し戻りまして、3「適切な休養日等の設定」について御説明いたします。資料の5ページ上段、点線囲いを御覧ください。

まず、休養日についてですが、大きく2点ございます。学期中は、週当たり2日以上上の休養日を設けるとしてしております。平日は少なくとも1日、週休日は少なくとも1日を休養日とするとしております。

それから2点目ですが、長期休業中の休養日の設定についても、学期中に準じた扱いを行います。また、生徒が十分な休養を取ることができるとともに、運動部活動以外にも多様な活動を行うことができるよう、ある程度長期の休養期間、いわゆるオフシーズンを設けるとしてしております。

活動時間についてですが、1日の活動時間は長くとも平日は2時間程度、週休日及び長期休業中は3時間程度とし、できるだけ短時間に合理的でかつ効率的・効果的な活動を行うとしております。こちらも基準は、スポーツ庁が示すガイドラインと同様に設定させていただきました。

概要版に戻っていただきまして、中段右、点線囲いの下を御覧ください。

なお、このスポーツ庁の示しましたガイドラインでは、中学校を想定しておりますが、高等学校においても原則として、適応いたします。

また、文化部活動については、今年度文化庁において、文化部活動の在り方に関して議論をしておりますことから、本方針の趣旨のほか、「1 適切な運用のための体制整備」及び「3 の適切な休養日の日程の設定」は当面準用していくというように考えております。

次に概要版の下、教育委員会や学校の取組について若干説明させていただきます。

都教育委員会は、区市町村教育委員会及び都立学校に本方針を通知いたしまして、東京都のホームページに本方針を掲載いたします。さらに必要に応じて、区市町村教育委員会を支援してまいりたいと考えております。

なお、区市町村教育委員会は、スポーツ庁が示しますガイドラインにのっとり、本方針を参考に方針を策定してまいります。

都立高校は、私どもが作った本方針にのっとり、また、中学校は区市町村教育委員会の作成する方針を基に毎年度、「学校の運動部活動に係る活動方針」を策定してまいります。年間の活動計画、並びに毎月の活動計画及び活動実績を作成して、学校のホームページに掲載する、公表するという形になります。

概要版の一番最後、今後の予定でございます。都教育委員会は、本方針を踏まえて、部活動の全体的、総合的な指針を示します「部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」を新たに作成・周知してまいりたいと考えております。

このガイドラインの内容は、本日審議していただきます、この「運動部活動の在り方に関する方針」の内容に加えて、これまで東京都で検討してまいりました、体罰や不適切な行為、セクシャルハラスメントの防止、それから部活動での重大な事故防止に向けた安全対策、健康面での留意事項等も合わせて掲載して、全体で参考にできるような冊子を作っていければと考えています。

説明は以上です。よろしく御審議お願いいたします。

【教育長】 本件につきまして、御意見・御質問がございましたらお願いいたします。

【宮崎委員】 先日、AIがいろいろなことを置き換えてしまう時代が来るときに、子供たちにどんな能力を身に付けさせようかというようなことを、教育施策連絡協議会で行ったところですが、そのときのポイントの一つとして、こういう体を動かすとか、あるいは、集団で何かに取り組む、その人間関係をその中でどのように築いていくかということの大切さというのは、これからの教育の中でも大切な部分ではないかなというように認識しております。

その意味で、運動部活動がより良い在り方になる、それから同時に運動部だけではなくて、文化部も並行して当然同じような状態が考えられるべきだと思います。こういう政策ができると、見える化という意味でも、指導でも、それから教員の方でも働き方改革の中で、この休養日の設定とか、非常にいい効果を生むと思いますので、これを浸透していただきたいと思います。

1点質問は、この中学校版の2ページの上の、イとウのところですが、計画を立てて公表するというので、活動実績は、校長に提出するとなっていますが、そこまでは公表になっていないんですね。実績も公表した方がいいと思うのですが、その辺はいかがでしょうか。

【指導推進担当部長】 毎月の活動計画と活動実績については、作成いたしまして、校長の方に提出し、ホームページの方には載せるということにはなるかと思いません。

【宮崎委員】 実績をですか。

【指導推進担当部長】 はい、そうです。

【宮崎委員】 では、そのウのところ、活動方針及び活動計画を載せると書いてあるのですが、そこに実績も足すということですね。

【指導推進担当部長】 今、書式の方を少し簡素なものを、私どもが研究しておりますので、その辺を少し鑑みながら、簡潔なものが分かるようなものは考えていきたいと思っています。

【宮崎委員】 実態がよく分かるように、公開してできるようにということが趣旨だと思いますので、よろしくをお願いします。

【教育長】 ほかにいかがでしょうか。

【秋山委員】 今の宮崎委員の質問と同じなのですが、やはり、せっかく働き方改革で、時間とかを工夫されているところに、この方針策定とか指導計画のところ、時間を取るようでは、もったいない。今、簡素なものを研究されていると言われましたので、できるだけ学校に負担がないようなものにしていただければと思います。

【指導推進担当部長】 この書類を作ることで時間を割いては、趣旨と全く変わってきますので、十分検討させていただきたいと思います。

【北村委員】 非常に先生方はお忙しいので、こういった形で趣旨を明確化することは、すごくいいことだなと思って拝見しております。

もう一つ、運動部活動で気になるのが、体罰・ハラスメントの根絶という問題だと思います。一人の先生が一つの部活動で同じ集団の子たちとずっといたりする中で、だんだん内にこもったコミュニティーになっていって、そこで体罰が起こったり、ハ

ラスメントが起こって、またそれがなかなか表から見えなかったりとか、そういう問題もあるかと思います。

今後、こういう運動部活動の在り方そのもの、せっかくこういう指針を作って、更にもっと議論を深めていっていただきたいなと思うのが、もっと多様な運動部活動の在り方についてですね。

今回の方針ですごくいいなと思いますのが、運動が得意な子、高いレベルで競技をやろうという子だけを考えるのではなくて、いろいろな子が参加する、そのための条件を作る上でもすごく大事なことだと思います。

同時に例えば、アメリカやカナダのようにシーズンスポーツの考え方を取り入れて、季節によって違うスポーツをやったりすると、子供たちもいろいろなスポーツに触れる。先生方が仮に顧問として関わる場合も、1年通して同じスポーツをずっと顧問するのではなくて、この時期はこの先生が顧問になるけれども、この時期は、そこははずれるとか、そんな柔軟な対応がもしかすると可能になるかもしれませんので。それによってまたいろんな子たちが、スポーツに触れる機会を作り得る可能性があるかと思いますので、こうした方針の上で更に議論を深めていただきたいと思います。

【指導推進担当部長】 今回のこの方針の一番大きなところは、生徒がやはり生涯にわたってスポーツを楽しむとか、継続性を持たせることが重要だと思いますので、今、御指摘の点も十分考えながら、今後の部活動の総合的なガイドライン等にも盛り込んでいきたいと思います。

【遠藤委員】 これは、基本的には、スポーツ庁のガイドラインを受けて策定する、そういうふうに理解してよろしいわけですね。

それから、私が校長だとしたら、この新しい方針について、いろいろなことが決められて、明記されていて、働き方改革につながるような趣旨も中に盛り込まれています。今までの都の教育委員会としての指導方針と、今回の新しい方針との最大の差、校長先生の立場に立ったときに、自分が学校運営をしていく上で、この運動部の部活の在り方について、何が今までと変わるのか、先生たちをどう指導していくのか、これを読めば分かりますよ、ということなのかと思いますが、ポイントを2、3重要なことがあるとすれば、教えてください。

【指導推進担当部長】 まず、これまでのものと一番今回、ガイドラインに沿って学校がやってほしいということは、やはり、運動、スポーツにおいて、いかに効率よく展開するか、休養日の考え方とか、そういったことを改めてきちんとまず理解をする。全ての教員顧問が理解して、子供に何が一番いいのかということ、改めて今一度考えてみると、休養日等を明記するという、そこがまず一番大きな点かと思えます。

【教育長】 今回の、週休日を設定しているというところが、今までもガイドラインというのがなかったわけではないのですが、それが有名無実化していたという状況のある中で、教員の働き方改革という観点もありますが、子供の健康を管理するという面で、要は、全日1週間ベタでやる、長時間活動するということが、子供の健康を害するという側面もある。これは科学的にそういったデータもあるという状況を踏まえて、こういった週休日をしっかりと明記して、遵守してもらおうというところが、最大のポイントということです。

【山口委員】 私、このスポーツ庁が出した、ガイドライン作成の委員会に入っておりましたので、そちらのガイドラインを作成するに当たっても、様々な、今各委員が言われたような議論があった中で、こういったものができ上がり、それが各地方自治体に下りていって、より地域の実態に合ったものを作っていただくということだと思います。

その中で、委員会に参加した者として申し上げますと、まず最初に、やはり、持続可能な運動部活動を考えていくということですね。先ほど来言われているような、教員の多忙化、働き方改革ということも言われていますし、また、少子化など、東京都はまた少し違いますけれども、地方に行けば、様々な運動部活動を一つの学校で展開できないというようなこともございます。そういったようなことから、ただ一方で、日本の文化というのでしょうか、学校教育の中で一定の効果を上げてきた、教育としての効果を上げてきたということもあると思います。そういった中で持続可能にしていくためには、どういうふうにするかということで、このようなガイドラインができたと思っています。

その中で、先ほど遠藤委員の方からも御質問がありましたけれども、何かというこ

とで言えば、私自身もスポーツに携わってきましたけれども、やはりスポーツに携わる人間の意識改革ということ、一つこのガイドラインが示しているのかなと思います。

1964年東京オリンピックを振り返ると、多分あの当時は、やればやっただけ効果がある、頑張れと、もう歯を食いしばってという、多分、時代的にもその効果があったと思います。でも、今はやはりそうではなく、トップアスリートを見ても、科学的なトレーニングを取り入れたり、適切な休養を取り、栄養を取り、それが効果がありますよというふうになってきているのですが、ただやはり、抜け切れない部分もあります。それは、指導者だけではなく、やる側の選手であったり、生徒そして保護者も含めて、やはりスポーツを取り巻く人々に、もう一回、スポーツというのは何かと、スポーツの価値とか意味というのは、2020年のオリンピック・パラリンピックもありますけれども、考えていただく、一つのガイドラインが果たす役割かなというふうに考えています。

もう一つは、先ほど北村委員からもありましたが、スポーツ現場では、体罰、それからハラスメントだったりという、いろいろ指導をしても、説明をしてきても直らないところがたくさんあるんです。やはり、そののところも、今回の休養日もそうですが、上から、こう決まったからこうやれと言っても、なかなか難しいと思うのです。ですから、そこも、是非スポーツに関わる方々が、なぜこういうガイドラインができて、ストーンと落ちて実行していただかないと、変わっていかないので、これが一つまた、きっかけになればなと思っていますところがございます。

それから、もう一つは、これも北村委員がおっしゃいましたが、やはり多様なスポーツ、多様な考え方、やはり勝てばいい、勝つことが成果だと、私もそういうふうに教えられてというか、そういう時代を過ごしてきたのですが、スポーツは本来そういうものではないので、試合に出ないという運動部活動があってもいいのです。だから、目的や目標が、一つの在り方ではありませんよと。楽しむということ、あるいは仲間を作ることが、目的であっていいし、そういったことも先生と生徒が一緒になって部活動を作り上げていくということのきっかけにしていいただければと思います。

新しい学習指導要領の中でも、アクティブラーニングということが言われていますけれども、正にこの運動部活動が、アクティブラーニングで、先生と生徒が、この月間の活動計画であったり、年間の活動計画を一緒に考えてもらって、納得した上でやっていこうよと。そしてやってみて、効果がどうだったから、もう一回という、それは正に教育の一環としても、位置付けられるものだと思います。ただ、こういったことを、現場の先生方に納得していただくという、ここが一番重要なところです。

やはりその周知ですね。丁寧に、ただガイドラインができたからどうぞというのでは、また何か押し付けられたというような感覚であっては、実効性がないし、子供たちのためにもならないので、是非ここは丁寧に。もちろんスポーツ庁もそうですし、私が所属しているスポーツ競技団体も、指導の在り方、中学校における運動部活動、高校における運動部活動の指導の在り方ということで、ガイドライン的なものを作成するように、呼び掛けていますので、そういったいろいろなところと連携をしながら、是非これが実効性のあるものになっていくように、お願いしたいと思います。もちろん私たちスポーツに関わる人間も協力していきたいと思いますので、よろしくお願いします。

【指導推進担当部長】 基本的には、このガイドラインに沿う形でやるのが、やはり一番大事かと思います。ただ、その中で、やはり丁寧に説明していくと。それは都立高校、区市町村教育委員会などにも訪問させていただければと思っております。

【教育長】 よろしいでしょうか。

それでは、本件につきまして原案のとおり決定してもよろしゅうございますか。
—— 〈異議なし〉 ——では、本件につきまして原案のとおり承認をいただきました。

報 告

(1) 平成30年度第1回東京都教科用図書選定審議会の答申について～教科書の採択方針について～

【教育長】 次に報告事項（１）平成30年度第1回東京都教科用図書選定審議会の答申について～教科書の採択方針について～、の説明を指導部長お願いします。

【指導部長】 それでは、小中学校等、義務教育諸学校で使用する教科書の採択方針について、平成30年度の第一回東京都教科用図書選定審議会に諮問いたしまして、答申を得ましたので、御報告をいたします。

始めに、参考資料1の図を基に、採択の流れについて御説明いたします。

まず、文部科学大臣の検定を経ました教科書が採択の対象となるわけですが、けれども、東京都教育委員会が、右にございます、東京都教科用図書選定審議会に諮問いたします。諮問する内容につきましては、採択方針について、調査研究資料について、そして、採択についてです。

それにつきまして答申を頂きまして、④の採択にありますように、教育委員の皆様、採択をしていただきます。

また、必要に応じまして、区市町村教育委員会や国立・私立学校長に、指導・助言・援助を行います。

次に、検定・採択・使用開始のスケジュールについて、御説明いたします。

まず、検定があり、次の年に採択し、そして次の年に使用が始まるという流れです。上の表の小学校のところを御覧ください。例えば平成25年度に検定があり、平成26年度に採択し、平成27年度から使用が始まるという、右にどんどん落ちていく形です。

この採択は4年に1度ございます。そして、小学校の場合、平成26年度に採択がございましたので、4年後である今年度、平成30年度に採択がございます。

その隣を見ていただきますと、平成31年度、来年度に白い三角が付いています。これは実は、平成32年度から、新しい学習指導要領が全面実施されます。ということで、来年度もまた教科書採択があります。そうしたことから、今年度は新たに検定を経た教科書はございません。ですから、平成25年度に検定が通った教科書が採択対象の教科書となります。

中学校の欄を御覧ください。中学校の方は、前は平成27年度に採択がございました。4年後は平成31年度ですが、今年度のところに黒い三角印がございます。これ

は、昨年度小学校の道徳の教科書を採択していただきましたけれども、中学校も来年度から、「特別な教科 道徳」が全面実施されますので、今年度、「特別な教科 道徳」について採択していただくため、黒い三角印が付いています。

今、見ていただいている資料の一番下にありますように、現在のところ、8点の教科書が検定を終えたという情報を得ています。

それでは、資料の1枚目を御覧ください。

本日、御報告します答申は、平成30年3月22日開催の教育委員会で決定していただいた諮問事項のうち、教科書の採択方針についての御報告でございます。

まず、1番の留意事項ですが、4点ございます。東京都教育委員会は自らの責任と権限において、適正かつ公正に行うこと。2点目、その際に専門的な調査研究を行うこと。3点目、特別支援学級及び特別支援学校の児童・生徒の実情を十分配慮すること。4点目、採択地区の実情に応じて、創意・工夫をすることということです。

2番以降は、今年度実施する調査研究についてでございます。2番と3番は、小学校や、特別支援学校の小学部の調査研究でございます。4、5、6が、中学校及び特別支援学校の中学部で使用いたします、「特別な教科 道徳」についての記載でございます。

答申ではいずれも、調査研究に当たりまして、各教科書の違いが明瞭に分かりますように、内容及び構成上の工夫の2項目について、調査研究することとされております。

これに加えまして、3及び6の特別支援学校につきましては、児童・生徒の障害の状態や特性への考慮が求められております。

また、5の都立中学校及び都立中等教育学校につきましては、中高一貫教育の特色を踏まえつつ、各学校の特色を考慮することとされております。

最後に、今後の予定でございます。3ページ目の下を御覧ください。本日、御了解いただけましたら、早速、調査研究を開始いたしまして、調査研究資料としてまとめ、今後開催されます審議会に諮った上で、6月上旬の教育委員会で御報告させていただきます、7月下旬に採択を行っていただく予定でございます。

また、今回の答申内容につきましては、区市町村教育委員会及び国立・私立学校の

校長にも通知をさせていただきます。

報告は以上でございます。

【教育長】 ただいまの説明に対しまして、御意見・御質問ございましたら、お願いいたします。よろしゅうございますか。

それでは、本件につきまして、報告として承りました。

(2) オリンピック・パラリンピック教育における被災地等と連携したパラスポーツ体験交流の実施について

【教育長】 次に、報告事項(2)オリンピック・パラリンピック教育における被災地等と連携したパラスポーツ体験交流の実施について指導推進担当部長、お願いします。

【指導推進担当部長】 それでは、報告事項(2)オリンピック・パラリンピック教育における被災地等と連携したパラスポーツ体験交流の実施について説明させていただきます。

まず、資料上段を御覧ください。事業実施の背景・目的でございますが、東京都は、東京2020大会の開催都市であり、パラスポーツに関わる競技団体やアスリート人材も多く存在し、また、平成28年度から、全ての公立学校でオリンピック・パラリンピック教育を展開していることなどから、いわゆる全国のパラリンピック教育をリードする役割が期待されております。

これまで都教育委員会は、他県からの視察の受入れはもとより、他県を訪問し、都の事例紹介や意見交換等を行うとともに、パラリンピック教育充実のための他県との連携方策等について協議をしてまいりました。

そうした中、今回の事業の目的でございますが、これまで都教育委員会が、全公立学校で実施してきました、障害者理解を進める教育を一層充実させること。それから、被災地等の他県の学校が、都内の学校とパラリンピック競技体験等を通じて交流することにより、共生・共助社会の実現に必要な多様性を尊重する態度や能力を身に付けることを目的に、今年度新たな取組として、都内中学校と被災県の中学校と合同

で、パラスポーツ体験の交流会を実施することにいたしました。

具体的な実施概要については、資料下段になります。まず、資料の左側でございますが、実施日時、会場、参加校、体験競技については、5月8日火曜日、午後2時間程度、今年度のパラリンピック競技応援校である、世田谷区立東深沢中学校において、修学旅行で東京を訪れます、宮城県石巻市立山下中学校をお迎えいたしまして、ボッチャの体験交流を行います。

資料右側を御覧ください。具体的な交流内容でございますが、単発の体験会として終わらせることなく、大会のレガシーの一つとして、2020年以降も学校間の交流につながるよう、事前・事後の学習をしっかりと実施いたします。

事前学習といたしましては、互いの都市や、今回実施するパラスポーツのボッチャなどについて、まず各学校で学習を行います。また、学校生活の様子などについて、ビデオレターを作成し、ビデオ交換をいたしまして、お互いについて理解を深めるという取組も行います。

当日は、昼食交流等も行いまして、「ボッチャを通した障害者理解」と題した講演も併せて実施いたします。その後、試合形式でのボッチャ体験を行い、交流セレモニーも行いまして、当日の交流活動は終了となります。

その後も、交流レポートやビデオレターを交換するなど、長く交流が続く活動へ発展するよう取組の方を充実させていきたいと考えております。

説明は以上でございます。

【教育長】 ただいまの説明につきまして、御意見・御質問ございましたら、お願いいたします。

【北村委員】 オリンピック・パラリンピックを契機に、こうした交流が更に発展していくことを期待しており、何度か御説明の中でも強調されていましたが、やはりこれを一過性のイベントのような形で終わらせるのではなく、子供たちにとって、障害者理解というのもすごく大事です。同時に、例えば、パラスポーツにはすばらしいアスリートの方もいらっしゃいますし、先ほどのスポーツの多様性の話と関わるのですが、どこかに例えば障害があっても、別のところですごい能力を発揮している人たちに対する畏敬の念や尊敬、そういったものを感じながら、自分の中にどんな能力が

あるのだろうか、自分は何にチャレンジしていこうか、そういったようなことを内省して考えて挑戦していく。そういったところにまで深めていくような学び、もちろんそれと同時に、障害のある方々に対する理解を深めるということもとても大事ですが、表面的な学びに終わらせないで、是非深い学びにつなげていていただきたいということで、コメントさせていただきます。

【指導推進担当部長】 事後学習を充実させながら、その成果なども広く他の学校の取組の参考となるよう情報提供できるような形にしていきたいと思います。

【宮崎委員】 これは、どんどん拡大して、例えば、姉妹校提携ですとか、長く続けるためにはそれなりの仕組みというのも大切かと思うのですが、学校も増やす、それから公示の仕方も増やすというように、これから発展させていくのかどうかというところについて、お願いします。

【指導推進担当部長】 今年度の実施は、1校でございますが、今後、少しずつ増やしていきたいと考えております。

【宮崎委員】 やっている学校と、やってない学校との差がつくようなことがないように、うまく増やしていただけるといいかなと思います。

【指導推進担当部長】 分かりました。

【教育長】 ほかにいかがでしょうか。よろしゅうございますか。

それでは、本件につきまして、報告として承りました。

(3) 中学校等における性教育への対応について

【教育長】 次に、報告事項(3)中学校等における性教育への対応について、指導推進担当部長、説明をお願いします。

【指導推進担当部長】 それでは、報告事項(3)中学校等における性教育への対応について説明させていただきます。

まず、経緯でございますが、1の足立区立中学校において実施された性教育の授業に関する内容でございます。

3月16日に開催されました、第1回都議会定例会文教委員会において、3月5日に

足立区立の中学校において実施された性教育の授業に関する質問を伺いました。この質問を受け、東京都教育委員会は、避妊方法や人工妊娠中絶の内容等といった、学習指導要領上、中学校ではなく高等学校で指導する内容を取り上げたり、保護者の理解を必ずしも十分に得ないまま授業が実施されたりしていた旨を答弁しております。

この間、東京都教育委員会は、足立区教育委員会と、同校で行われた当該の性教育の授業に関する課題についての意見交換を行っております。この経緯を踏まえまして、都教育委員会としての、性教育についての基本的な考え方と、今後の対応について説明させていただきます。

2の「性教育の基本的な考え方」を御覧ください。文部科学省の中学校学習指導要領、保健体育には、受精・妊娠を取り扱うものとし、妊娠の経過、つまり性交や出産等については取り扱わないものとするとしてあります。

また、文部科学省の「生きる力を育む中学校保健教育の手引き」の性に関する指導の留意点といたしまして、「子供たちの心身の成長発達には個人差があることから、全てを集団指導で教えるのではなく、集団指導で教えるべき内容と個別指導で教えるべき内容を明確にし、それらを関連させて指導することが重要となる」とあります。

さらに、都教育委員会が作成しております、「性教育の手引～中学校編～」には、学習指導要領に準拠する、それから、発達段階に即した効果的な学習指導を行う、個人の発達段階やレディネス等に応じて個別指導等の工夫を行う、指導内容や方法を十分説明し、保護者の理解・協力を得て指導計画を立案することなどが示されております。

これらを踏まえ、都教育委員会といたしまして、今後の対応として、3の「今後の対応」にありますとおり、足立区教育委員会と、今、説明させていただきました、

「2」に示した基本的な考え方を確認するとともに、今後の性教育の具体的な取組方法について、認識を共有化してまいります。

具体的には、学習指導要領を超える内容を指導する場合には、例えば、事前に学習指導案を保護者全員に説明し、保護者の理解・了解を得た生徒を対象に個別指導を実施することなどが考えられます。なお、個別指導には、複数の生徒を同時に指導することも含まれております。

また、学校において性教育が適正に行われるよう、「2」に示しました基本的な考え方や学習指導要領を超える内容を指導する際の留意点等について、全区市町村教育委員会及び都立学校に周知してまいります。

説明は以上でございます。

【教育長】 ただいまの説明につきまして御意見・御質問等ございましたら、お願いいたします。

【北村委員】 今回まず、こうした形で性教育について議論が起こった、そのことがすごく大切なことだと思います。やはり、積極的に性教育のことをきちんと議論していくことがとても大事だと思いますので、そういう意味で、とても良い契機だったのではないかとこのことを最初に申し上げたいと思います。

もう一つは、これからいろいろと性教育のことを考えていく中で、現場の先生方や学校には、是非萎縮せずに積極的に取り組んでいっていただきたいということを、まず申し上げたいと思います。

と申しますのも、やはり、この説明の中にもありますように、いろいろな子供がいますし、また同時に今、子供を取り巻く環境が非常に変化しており、いろいろな情報がある中で、正しい情報をきちんと取捨選択するような、それは子供たち自身を知るという権利でもあるわけですし、その知ったことに基づいて自ら決定していくという、自己決定する権利もあるわけですし、と同時に、その中で社会的な責任を果たしてほしいという思いもありますので、そういったことを学ぶ上で、性教育というのは非常に大事な役割を果たすのではないかと感じています。

学校現場で行うに当たりまして、特に、保健体育、また総合的な学習の時間等ですが、加えて、理科や社会、家庭科、道徳、様々な教科の中で包括的に行っていくことが必要だと思います。それを私個人もやはり、新性教育として、きちんと位置付けていくことも大事ではないかと考えています。

ただ、それをやるというのは、実はとても難しい部分もあると思いますので、まず一つ、今後やはり教員研修をきちんとやっていくことが、欠かせないと思います。一点目は、まず教員研修の重要性というのを強調させていただきたいと思います。

その中で特に、学校現場だけではできないこと、教育委員会だけではできない部

分、そういった場合に、専門家の指導を仰いだり、先ほど、運動部活動でも競技団体というお話がありましたが、やはり、いろいろな専門家の御意見も伺いながら、開かれた形で教員研修していくことも大事ではないかと思っています。

そういった意味で、基本的に、非常に積極的に行っていただきたいのですが、少し気になったところとして、保護者への周知というところがあります。今、非常に社会が多様化していて、いわゆるダイバーシティが深まっていく中で、様々な考え方や、思想、宗教、信条、いろいろな考え方が、保護者の方、生徒たち自身にあるわけです。

その中で、どれだけダイバーシティをきちんと担保しながら行っていくかということも、特にこの性教育、性の問題という、センシティブな、非常に繊細な問題を扱うときには、通常以上に気を付ける必要があるのではないかと思います。

その意味で、例えば、この学校にいらっしゃったかどうかは存じ上げないですけども、例えば、イスラム教徒の方がいらっしゃったり、カトリックの方がいらっしゃる。例えば、いろいろな宗教の考え方があったり。あるいは、そうした中で、外国にルーツを持つような方がいらっしゃったりしたときに、周知をするというのがなかなか文章だけでは、読めないかもしれないとか、そういうようなこともありますので、通常の授業を行うとき、あるいは、公開授業等を行うとき以上に、授業研究を行うとき以上に、保護者の方々にきちんと御理解いただくことというのが、大事だと思います。そのことを2点目に強調したいと思います。

その中で、生徒や保護者が選択肢を持つ。先ほど、一斉指導と個別指導、個別といっても、個々というよりもグループ等だと思いますが、そういった形で指導の在り方を、子供たちや保護者が選択できる部分も大事なのかなと感じております。

その意味で、先日、授業の様子も拝見させていただいて、こういうコメントをする、それを問題だと言って、取り上げて強調しているようには受け取っていただきたくないのですが、あくまで、こうするともう少し授業がより良く改善できるのではないかなという意味で感じたことなのですが。

授業の冒頭で、子供たち何名かに前に出てもらって、いろいろな避妊方法等について意見を述べさせる場面等があったのですが、その中では、かなり大人でも少し口に

するのをためらうような表現などもありまして。そこは、もちろん、そういうことをきちんと理解することも大事だと思います。ただ同時に、その子たちが前に出て、ほかの子たちの前で応対したり、コメントしたりするという場面で、もしかしたら少し嫌な気持ちになった子もいたかもしれない。その辺りのことを考えますと、さらに一人一人の子供に寄り添った授業の在り方、教授法、こういったものを検討していく必要があるのではないかと思います。

その意味で、先ほど申し上げたような、保護者への周知、それから授業のやり方、こういった点については、改善していく、良くしていくという意味で、今回の授業が問題だとかということを出したいのではなくて、むしろそこから、こういったことを契機にきちんと議論して行って、そして公教育としてもそれを検討して行って、そのときに、専門家の方々、多くの保護者の方々、いろいろな方の意見を聞きながらやっていくことが大事だと思います。

そういう中で、もちろん教育委員会の役割として、指導・助言というものがあるわけですが、その指導・助言というのも、東京都が言ったから、足立区がこうするか、学校がこうするのではなく、対等なパートナーとして共同して連携して、より良い性教育の在り方をみんなで考えていく、そのためには性教育の手引の改訂等も検討の必要があるかと思うのですが、そういったことも含めて、考えていくことが大事かなということでコメントをさせていただきます。

最後にもう一度強調だけしたいのですが、是非現場で萎縮しないで積極的にやっていただきたいと、一保護者としても感じているところです。ただ、同時に多様性ですか、子供一人一人に寄り添うということも大事にしていっていただけたらいいなということでコメントさせていただきます。

【教育長】 ほかの先生方も御意見あるかと思いますので、御意見は御意見として賜って、質問等の内容については事務局の方から答えさせていただければと、そのように思います。

【遠藤委員】 基本的には、北村委員の今のコメントに尽きると思うのですが、私もDVDを拝見した授業の中身で感じたことが、2、3ありますので、ちょっとコメントしたいと思います。

やはり、あれを見ていて、北村委員が指摘しておられたとおり、そういう形で教育をしていくこと自体は必要だとは思っておりますが、普遍性と家庭教育という、この二つのキーワードは私の頭の中に浮かびました。

普遍性というのはやはり、あの授業を全ての公立の中学校でできるのかどうか、そういう能力のある先生が全部いるのかどうかという観点。その普遍性を担保するものというのは何なのかということは、一つ、学習指導要領というのがあるとするれば、それに基づいて、とりわけ集団指導という観点でこの性教育ということを考えた場合には、どこか突出した学校ではこういうことをやっている、この学校では全然やっていないというようなことがあってはならないと思うのです。やはり普遍性を担保するものでなければならないというのが、私がDVDを見た感想の一つです。

もう一つは、やはりDVDを見ていて、あそこで単に教えるだけではなく、生徒参加型の形を取っている。人間の人格、あるいは尊厳に関わるようなこともひょっとしたらあったのかもしれませんが。個別にいろいろと答えを求められるという場面もあったような気がしております。そういう中で、必要なこと、集団指導と、それから個別指導ということの区別というものが、頭の中に入っていなければなりません。

やはり、かねてから、性教育の問題については、家庭教育の範疇^{ちゅう}、子供の人生について責任を負っているのは、保護者であるわけですので、保護者の了解というものも、とりわけ必要です。あるいは、保護者に対する教育、保護者全員を集めて、ああいうことをやるので、これについて保護者の皆さんの意見を聞くというようなことも必要なのではないかなと感じました。

個別指導に当たっては、北村委員も指摘しておられましたけれども、保護者の了解を得た上でということが必要になるなど。普遍性と家庭教育との関連という観点で感想を持ちました。

それから、経緯のところでも御説明がありましたけれども、本件について、都議会の文教委員会で質問があって、それに答える形でという御説明がございましたけれども、もし質問がなければ、この件は、東京都の教育委員は知らないということになったのでしょうか。その辺、都議会の質問との関連で少々お伺いしたいと思います。

【指導推進担当部長】 都議会での質問の件ですが、足立区の学校で、授業に対し

て課題があるという情報提供がまずございました。

それで、都教育委員会といたしまして、足立区教育委員会と状況を確認いたしました。学習指導案ですとかそういったもので確認いたしまして、その後、文教委員会で答弁、質疑は行われたというところがございます。

子どもとしては、学習指導案の件ですが、実は区市町村教育委員会の学校の例えば、年間指導計画ですとか、そういったものは所管の区市町村教育委員会のところに情報が入ってまいります。子どもの方には、直接はそういう情報は入ってまいりませんが、そういう仕組みもあるというところがございます。

【遠藤委員】 はい、分かりました。

【宮崎委員】 大変難しいテーマだと思いますが、今のお話のように、議論になったということが一つ、とても良いことではないかと思います。そういうところから、より良い在り方を求めて、教育現場こぞって考えていくという機会になったということについては、良いチャンスだったのではないかなと思います。

正にお二人の先生が言われたことをなぞるようで恐縮なのですが、こういうデリケートな問題でもありますし、いわゆるほかの教科の一般の授業と横並びで同じに考えることができない部分というものもあると思います。そのようなところをどう切り分けていくのか、一斉授業としてできる部分と、個別指導の部分をどのように整理していくのかというところは、一人一人の発達状況にも非常に関わってきますし、各御家庭の考え方にも関わってきます。ですから、一般論で進められないところがあると思います。その都度、個別に考えていくということが必要なのではないかという感じがします。

いずれにしても、正確な情報を子供に与えて、それに基づいて対応していくということが、結局は子供を守ることになるわけですから、そういう部分というのをいかによく子供たちとの対応の中で最適化できるかという工夫は、これからも続けていく必要がありますし、これは、今年決めたから来年も同じかという、多分違います。時代によってものすごく違うと思いますし、子供によってものすごく違うと思うので、そういう意味では、柔軟に対応できるような体制というのも必要かなと思っています。

特に義務教育年齢の子供たちにとっては、学校と家庭と地域が三角形で、トライアングルで、総ぐるみで一人一人の子供を見つめていく、見守っていくという体制が全ての分野において必要だと思います。こういう授業になると、家庭がどのぐらいそれに参加できているかというのが、ちょっと、現状が分からないので、そこは質問させていただきたいと思っております。

保護者も迷ったり悩んだり、あるいはそういう授業を受けて子供が家に帰ってきたときに、どういう迎え方をしたらいいのか。あるいは、その後、質問が続いたり、その後の展開をどうしたらいいのか。あるいは、その前に心の準備のようなところもあるかもしれません。家庭との連携は非常にキーポイントではないかと思えます。

その保護者に対する学習というか、保護者の側のそういう機会のようなものがどれぐらい設けられているのか。あるいは、学校の授業に対する事前の説明というのがどれぐらいあるのか。先ほど、北村先生がおっしゃったように、宗教上の理由であるとか、文化の違いであるとか、そういうことが必ずしも子供から直接学校に伝わっていないような場面もあると思います。イスラム教徒の子供がいたら、一斉に給食で豚肉を出せないというような所もありますよね。というようなところから始めて、どのぐらい家庭との連携ができているのかということについて、伺いたいと思うのですが、これはいかがでしょうか。

【指導推進担当部長】 今回の件につきましては、こういった授業を行うということは、いわゆる学校便りですとか、そういったものでは、周知はしてございました。ただ、やはり、内容をもう少し詳しく、どこまで教えるのかというところまで保護者の方に説明をし、了解を得た方が、より良い授業になったのではないかなというふうには感じております。そういった意味では、もう少し保護者への展開が必要だったのではないかと考えております。

【宮崎委員】 一般的にはどうですか。ほかの学校ではそういうことは、きちんとやれているのですか。

【教育長】 先ほど事務局の方から説明がありましたとおり、小中学校個々の年間の学習計画、授業内容というのは、東京都教育委員会までは上がってきませんので、そういう面では、今現在、都内の小中学校で、具体的にどういうふうに行われている

かということ、区市町村教育委員会に照会しないと、分からないという状況にあります。

学習指導要領内でやっているというのが、一般的ではないかと思えます。

【秋山委員】 医療の現場から見て、子供たちの心身の成長には、非常に個人差があります。またこの思春期というときには、大変な個人差があると思えますので、個別指導というのが大切だと思えます。

その点、報告資料の2、(1)②のところ、文科省が出している、「子供たちの心身の成長発達には個人差があることから、全てを集団指導で教えるのではなく」というこのところは、とても重要ではないかと思えます。

そういう観点から、家庭の御理解というのが大事になるのですが、その家庭の理解を得るのに、東京都教育委員会が作成したこの性教育の手引というのも、とても参考になるのではないかと思えます。

ただし、この手引の作成が平成16年となって、大変古いのではないかと思えますので、それを改訂する予定があるのかどうか、お聞きしたいと思えます。

【指導推進担当部長】 この「性教育の手引」についてですが、平成16年の改訂以降、変えてございません。この間、やはり、社会状況が変化したことは、学習指導要領の改訂もございましたので、昨年度から、改訂作業を始めているところでございます。今年度中に作成の方を進めて、完成を目指していきたいと考えております。

【秋山委員】 是非専門家、医療者の御意見をを入れて作成していただきたいと思えます。

【指導推進担当部長】 はい、検討させていただきたいと思えます。

【山口委員】 本当に委員の皆様がおっしゃられたことで、重複するところも出てしまうと思うのですが、一言、私自身も、考えを申し上げたいと思えます。

皆さん言われているように、これはやはり教育の課題だとは思いますが、時代の変化、社会の変化が非常に速くて、正直、教育が追い付いていないという部分があると思えます。また、これから先、そういったことがどんどん出てくるのではないかなと思っています。

今回のこの性教育の授業といったことについても、良い例なのではないかなと考え

ています。ただ、先ほどから皆さんおっしゃっているように、特に中学生というのは、心身の発達に個人差があるということから考えて、また、非常にセンシティブな問題であるということから考えると、時代の先取りをして、先に先に教育をするということがベストなのかということも、一概にはやはり言えないだろうと。ですから、慎重にならざるを得ないというところで、明確な回答ができないところが、皆さんも、もやもや感を持ちながら、試行錯誤しながらされているということだと思えます。

ですから、足立区のこの中学校、そして教育委員会も、そういったもやもや感の中から、問題提起ということもあって、一步踏み出したということ、これ自体は、やはり北村委員がおっしゃったように、否定すべきものではなく、ただ、やはり、これも北村委員がおっしゃいましたけれども、多様性ということですよ。

私は、これは教員研修ということもありますが、教員の主観とってはなんですけれども、やはり性教育、性ということに関しては、教員というよりは、個人個人が持っている感覚というのは違いがあると思っています。それは教員自体もそうですし、子供たちはまだそこに到達していないのかもしれませんが、保護者もそうです。そして、子供たちを取り囲む環境の人たちもみんな違うんですね。

ですから、そこで、どういうふうに、教員の持っている価値観とかということを出さずに、フラットな形でというか、課題を与えて議論していくかということは、非常に難しいことだと思います。

そういったような課題があるということ、先ほど説明もあったように、足立区の教育委員会、そして東京都の教育委員会が共有しながら進んでいくということが大事だと思うのです。一方の方向で否定して、駄目だ、良いという正解を見つけるのではなく、これから先もこういった課題がたくさん出てくるだろうということで、区市町村教育委員会と東京都教育委員会がどのように連携をしながら共有し、深めていけるかということが、大きな点だと思うので、是非お願いしたいということが一点です。

それから、もう一つは、私は、保護者へ了解を取るということも大事だと思うのですが、子育てをした経験からも、親としても非常に触れにくい問題です。ですから、学校でお願いしたいという部分もあると思うのですが、保護者もそういった課

題に、子供たちと向き合う姿勢を、このことで進めていただければと思います。

こういったお便りが来たけれども、あなたはどう思っているのか、普段では話にくいことが、家庭の中でも保護者と子供たちが向き合えることになれば、すばらしいかと思っています。なかなか言葉で全てを言うというのは難しいのですが、是非こういう課題が出たことが、前向きに進むような議論になっていただければなと思います。

【北村委員】 本場に委員の方々がおっしゃったとおりだなと思いながら伺っていました。例えば、LGBTの問題等、その当事者の子供たちもいたりするわけですね。その子供たちにとって、先ほど、一斉なのか、個別なのかと、このバランスも本当に難しいと思います。

例えば、みんなに知ってもらうことが、やはり大事、みんなが知ることで、その子供がいじめられたりしないということもあるわけですし、みんなの前でその話をされたことによって傷付く子もいるかもしれない。

答えがない、正解がない問題だと思うのですが、教育というのは多分そういうものだと思います。僕らは常に答えを持っていて、そこで教育をしているわけではないと思いますので、それぞれの教室、先生、学校、地域、家庭、そこでこう皆さんが、もがいて、正にもやもやして、正解のない中で、また親もそれで育つといいですか。保護者、私も親ですけれども、やはり親も素人ですよ。親のプロというのは多分いなくて、一人、二人、三人ぐらいしか育てていない、20人ぐらい育てると、少しプロになるのかもしれませんが。親も素人、そういう面もある中で、親も教育の機会が必要ではないかなと思います。

こういった問題は、杓子定規に、これだから良い、これは駄目とか、ここまでは良い、ここから先は駄目ではなくて、それぞれの子供、学校、教室、地域、是非、そういったところに寄り沿って。これは、本当に、大事だと思うので、是非議論を深めていって、東京都で議論を高めていけたらいいなと思いますし、先ほどの手引の改訂というのも、とても大切なことかなと思っています。

【教育長】 ほかにいかがでしょうか。よろしゅうございますか。

それでは、本件につきましては、先ほど、報告資料として説明させていただきまし

た内容を基に、そしてまた、各委員から頂きました御意見を踏まえながら、これから足立区教育委員会と今後の取組について、丁寧に詰めていくという方向でやらせていただきたいと思います。よろしゅうございますか。—— 〈異議なし〉 ——

では、そのような形でやらせていただきます。

本件につきまして、報告として承りました。

(4) 平成29年度指導力不足等教員の指導の改善の程度に関する認定等及び平成29年度条件付採用教員の任用について

【教育長】 次に、報告事項(4)平成29年度指導力不足等教員の指導の改善の程度に関する認定等及び平成29年度条件付採用教員の任用について、人事部長、説明をお願いします。

【人事部長】 それでは、報告事項(4)平成29年度指導力不足等教員の指導の改善の程度に関する認定等及び平成29年度条件付採用教員の任用について、報告させていただきます。

はじめに、指導力不足等教員の指導改善の程度に関する認定についてでございます。まず、3枚目を御覧いただきたいと思います。表を使って、指導力不足等教員に係る手続きの概略について、説明させていただきます。

この制度につきましては、指導力不足等の理由により、子供たちを適切に指導できない教員に対して、指導力の改善あるいは向上のための研修を行った上で、学校への復帰の可否を判断するという制度でございます。

都立学校及び区市町村教育委員会からの申請を受けて、判定を行い、指導力不足等教員として認定を行います。1の「指導が不適切である教員」は、学校において日常的に児童生徒の、子供たちの指導を行わせることに支障がある教員で、2の「課題がある教員」とは、1の「不適切である」ということではないのですが、また、日常的な指導には支障のないものの、指導方法等に課題があるという教員になっています。

1の「指導が不適切である教員」に対しましては、原則、教職員研修センターで週4日、所属校で週1日受講する「指導力不足教員指導改善研修」を実施します。こち

らの研修は、教育公務員特例法25条に基づく法定研修でございます。

指導改善研修を受講した場合、外部委員を含む審査委員会での審議を経て、最終的に学校に復帰するかどうかを判断いたします。復帰できることになれば、復帰になります。

また、一部課題が残る場合は、次年度、2「課題がある教員」として、指導向上研修を受講させます。

一方、改善が十分に図られない場合は、改善研修を1年延長することもございます。さらに、改善が見られず、なお、指導が不適切であると認定された場合には、自主退職又は転職選考受験という判断もございます。その場合、都の行政職の試験を受けて合格すれば、事務職として任用し、不合格となれば、自主退職又は分限免職となります。

また、2の「指導に課題がある教員」につきまして、所属校で通常の職務を行いながら、研修センターで週1日程度、「指導力不足教員指導向上研修」を受講します。指導向上研修を受講した場合、最後に判定を行い、改善ありということであれば学校に復帰し、改善なしということであれば、再度同じ研修を受講するか、先ほど説明した、1の「不適切である教員」の指導改善研修を受講することになる場合もございます。

それでは、1枚目、右端の平成29年度の認定状況を御覧ください。Aの区分が「指導が不適切である教員」、Bの区分が、「課題がある教員」というふうになっております。不適切であると認定された教員は6名おありまして、アの1名は、研修受講前の平成28年度末で自主退職をしております。イの1名は、研修受講中に自主退職いたしました。

この2名を除いた、指導が不適切である教員の4名、及びBの「指導に課題がある教員」1名の、5名について、改善の程度に関する認定を行い、表エの内訳のとおりというような結果になっております。

Aの不適切である教員4名につきましては、(イ)の2名は、※2に記載がありますように、一部課題が残りますが、改善が見られたため、「指導が不適切である教員」の認定を解除し、「指導に課題がある教員」と認定し、指導向上研修を受講させ

ることとしました。

また、(ウ)の2名は、指導が不適切と認定されましたが、2名とも③のその他として、※3に記載がありますように、本人の希望を踏まえ、行政職への転職選考を行うこととなります。

続きまして、Bの「指導に課題がある教員」1名につきましては、1年間の指導向上研修受講の結果、課題の改善が認められたために、認定を解除し、学校に復帰することになりました。

指導力不足が疑われる教員を早めに発見いたしまして、適切に対応していくことは、何よりも子供たちのためであると考えております。今後も適切な申請につなげていくことができるよう、都教育委員会としても、取り組んでまいりたいと考えております。

続きまして、条件付採用教員の任用についてでございます。

2枚目を御覧ください。教員につきましては、教育公務員特例法の規定により、条件付採用期間が1年とされております。表の右端を御覧ください。(1)の欄でございますが、平成29年度に条件付採用となった者は2,847名でございました。このうち、最終的に、正式に採用するか否か判定を行いましたところ、(ウ)の11名につきましては、指導力不足等を理由として正式採用不可といたしました。この11名のうち、9名については自主退職いたしました。2名については、自主退職の意思が示されず職を免じております。

次に、年度途中で自主退職した者ですが、(3)(ア)の欄の69名でございます。退職の理由としましては、病気、また進路変更、介護等の家庭事情が主な理由となっております。

また、(イ)の欄でございますが、懲戒免職となった者が2名でございます。

以上82名を除きました、2,765名が正式採用となりました。正式採用にならなかった者の割合は2.9%であり、ここ数年は2%台で推移している状況でございます。

報告は以上でございます。

【教育長】 ただいまの説明につきまして、御意見・御質問ございましたら、お願いいたします。

【宮崎委員】 今年度のAの認定を受けてしまった6人の方は、どのぐらいの年代でしょうか。かなりベテランの先生なのか、まだ駆け出しなのかというのは、どうでしょうか。

【教職員任用担当課長】 年齢につきましては、20代、40代、50代がそれぞれ1名、30代が3名です。

【宮崎委員】 20代、30代は、まだ始めたばかりのフレッシュな頃だと思います。50代というのは、だいぶおやりになった上でということでしょうか。

【教職員任用担当課長】 採用期間につきましては、教職員歴が25年の方です。

【宮崎委員】 なるべく早く発見できるというのも大事なかなと思います。この期に及んでこうになってしまうのではなくて、早めに発見して早めに研修したら、もう少し改善が見られるかもしれないし。ずっと25年間接してきた子供たちというものもあると思いますので、早めの発見をお願いいたします。

【人事部長】 私どもも、そういった教員を早めに発見することに努めたいというふうに考えております。

【教育長】 ほかにいかがでしょうか。よろしゅうございますか。

それでは本件につきまして、報告として承りました。

参 考 日 程

(1) 教育委員会定例会の開催

5月24日(木) 午前10時

教育委員会室

【教育長】 次に、今後の日程について、教育政策課長、お願いします。

【教育政策課長】 来月5月の第2木曜日であります10日は、現在案件がございます。つきましては、次回の教育委員会定例会は、5月24日第4木曜日午前10時から、教育委員会室で開催したいと存じます。

【教育長】 ただいま説明がありましたとおり、5月10日は案件がないということ

でございますので、この場で5月10日の教育委員会は開催しないということにしたいと存じますが、よろしゅうございますか。—〈異議なし〉—それでは、5月10日の教育委員会は、開催しないことといたします。

次回は、5月の第4木曜日、5月24日ということになりますので、お間違いのないようお願いいたします。

日程以外の発言

【教育長】 そのほか何かこの際ございますでしょうか。

よろしゅうございますか。

それでは、これから非公開の審議に入ります。

(午前11時26分)